

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【公表番号】特表2018-522270(P2018-522270A)
 【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)
 【年通号数】公開・登録公報2018-030
 【出願番号】特願2017-563952(P2017-563952)
 【国際特許分類】

G 0 9 B 23/34 (2006.01)

G 0 9 B 9/00 (2006.01)

【F I】

G 0 9 B 23/34

G 0 9 B 9/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月29日(2019.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科的訓練用の外科用シミュレータであって、
 近位端部および遠位端部を備えた模擬骨盤であって、前記模擬骨盤は、内面、外面および近位端部のところに設けられた少なくとも1つの開口部を有するエンクロージャを備えた前記模擬骨盤と、

模擬膈と、

前記模擬膈に連結された模擬子宮と、

第1のシリコンシートと、

第2のシリコンシートであって、前記第1のシリコンシートが、前記模擬子宮と、前記模擬骨盤の前記エンクロージャ内の前記模擬子宮の前部側を浮いた状態とする前記模擬骨盤と、に連結され、前記第2のシリコンシートは、前記模擬子宮と、前記模擬子宮がぶら下がると共に、操作にตอบสนองして揺れることが可能とされるように、前記模擬骨盤の前記エンクロージャ内の前記模擬子宮の後部側を浮いた状態とする前記模擬骨盤と、に連結される、外科用シミュレータ。

【請求項2】

前記第1のシリコンシートの前記第1の端部は、前記模擬子宮の前記球状部分の頂部において前記模擬子宮に連結されるとともに前記管状部分の前記頂部に連結されている前記模擬膈に沿って近位側に延び、前記第1のシリコンシートは、前記模擬骨盤の頂部に沿って遠位側に延びる前に、前記模擬骨盤の前記近位端部の近くで上方に折り曲げられ、
 前記第1のシリコンシートの前記第2の端部は、前記模擬骨盤に該模擬骨盤の前記頂部のところで連結される、請求項1記載の外科用シミュレータ。

【請求項3】

前記第2のシリコンシートの前記第1の端部は、前記模擬子宮の前記球状部分の底部のところで前記模擬子宮に連結されるとともに前記管状部分の前記底部に連結されている前記模擬膈に沿って近位側に延び、前記第2のシリコンシートは、遠位側に延びる前に、前記近位端部の近くで下方に折り曲げられる、請求項2記載の外科用シミュレータ。

【請求項4】

前記第1のシリコンシートと前記模擬骨盤の前記頂部との間に配置された模擬膀胱を更に有する、請求項2又は3に記載の外科用シミュレータ。

【請求項5】

前記第2のシリコンシートと前記模擬骨盤の前記底部との間に配置された模擬結腸を更に有する、請求項2乃至4の何れか1項に記載の外科用シミュレータ。

【請求項6】

前記模擬骨盤は、形状が筒形である、請求項1又は5に記載の外科用シミュレータ。

【請求項7】

前記模擬骨盤は、形状が切頭円錐形であり、開放エンクロージャを構成している、請求項1又は5に記載の外科用シミュレータ。

【請求項8】

前記模擬子宮は、シリコンおよびフォームで作られている、請求項1又は5に記載の外科用シミュレータ。

【請求項9】

前記模擬骨盤は、第1の側部および第2の側部によって相互連結された頂端部と底端部を有する、請求項1、5、8の何れか1項に記載の外科用シミュレータ。

【請求項10】

前記模擬骨盤は、前記内面と前記外面との間に延びる少なくとも1つの孔を有する、請求項1、5、9のうち何れか1項に記載の外科用シミュレータ。

【請求項11】

前記模擬骨盤は、前記第1の側部および前記第2の側部に沿って少なくとも1つの切欠きを有する、請求項9に記載の外科用シミュレータ。

【請求項12】

前記模擬骨盤に取付けられた少なくとも1つの模擬ファロピウス管および卵巣を更に含む、請求項1又は5に記載の外科用シミュレータ。

【請求項13】

外科用トレーナを更に有し、前記外科用トレーナは、
基部と、

前記基部との間に内部キャビティを構成するよう前記基部から間隔を置いた状態で該基部に連結された頂部カバーと、

前記頂部カバーと前記基部との間に配置された経膈アダプタとを有し、前記経膈アダプタは、前記模擬膈の前記管状部分の前記ルーメンの内部と相互連結状態で該内部への接近を可能にするよう寸法決めされるとともに形作られた孔を備え、前記管状部分は、前記経膈アダプタに取り外し可能に連結されている、請求項2、3、9、12のうち何れか1項に記載の外科用シミュレータ。

【請求項14】

前記模擬子宮は300グラム～500グラムの範囲内の重さである、請求項1乃至13のうち何れか1項に記載の外科用シミュレータ。

【請求項15】

前記模擬子宮は選択されたジュロメーターのフォームで構成されている、請求項14に記載の外科用シミュレータ。